

令和7年12月24日

千葉市教育委員会
千葉市立[]中学校校長

重大事態調査報告書

千葉市立[]中学校
校内調査委員会

1 重大事態調査の位置付け

- (1) 重大事態の種別 : 第2号
- (2) 重大事態の申立て日 : 令和6年2月16日(金)
- (3) 重大事態の認定日 : 令和6年2月26日(月)

2 調査の目的、調査の組織の構成

(1) 調査の目的

本調査は、令和6年2月2日(金)に認知したいじめの事実関係を可能な限り明らかにするとともに、当時の学校対応の問題点を明らかにし、本校における同種の事態の再発防止に資することを目的としている。

(2) 調査期間

- ・ 令和6年 2月16日(金) 校内に調査委員会を設置
- ・ 令和6年 2月～3月 過去のいじめアンケートの確認
- ・ 令和6年 3月 6日(水) 第1回調査委員会
経緯の確認 調査委員会の設置の目的の確認
いじめアンケートの実施と具体的な実施方法の確認
対応策の検討
- ・ 令和6年 3月14日(木) 第3回いじめアンケート調査の実施
- ・ 令和6年 同日 第2回調査委員会
第3回アンケートの確認と早期発見、
解消に向けて取り組む対応の協議
- ・ 令和6年 3月15日(金) A保護者へいじめアンケートの調査報告
- ・ 令和6年10月10日(木) 第3回調査委員会
第1回調査委員会後の状況について
審議①申し立て事案に関する事実確認について
審議②学校の対応について
審議③再発防止に向けての提案について
- ・ 令和7年2月27日(木) 第4回調査委員会

調査報告書記載内容についての精査

今後のいじめ防止対策についての検討

- ・令和7年5月 8日(木) 第5回調査委員会

調査報告書記載内容についての精査、記録の確認

- ・令和7年6月 9日(月) 第6回調査委員会

調査報告書記載内容についての精査、記録の確認

(3) 調査式の構成

- ・調査組織の名称 校内調査委員会

- ・構成員 (令和5年度) (令和6年度)

校長		
教頭		
教務主任		
教諭 生徒指導主任		
1学年主任		
2学年主任		
3学年主任		
G組主任		
教育相談主任		
道徳主任		
養護教諭		
スクールカウンセラー		
学校評議員		(人権擁護委員)
育成委員		(会長)
育成委員		(副会長 主任児童委員)
外部有識者		(第511地区民生委員・児童委員協議会会長)
外部有識者		(おゆみ野公民館職員)

3 当該事案の概要

(1) 基礎情報

- ・学校名 千葉市立 中学校
- ・対象生徒 (当時1年生男子) (以下A)
- ・対象生徒の状況

「」(令和5年5月26日(金) 診断: 病院)

令和6年4月5日(金)～18日(木) 千葉市立 中学校へ試行通級

令和6年4月19日(金)～千葉市立 中学校へ正式転入(～令和6年10月20日)

令和6年10月21日(月) に転居

・ Aの欠席日数 1年次年間欠席数94日（病欠88 体調不良5 家事都合1）

・ 関係生徒 B [REDACTED]
C [REDACTED]
D [REDACTED]
E [REDACTED]
F [REDACTED]
G [REDACTED]
H [REDACTED]
I [REDACTED]

（2）当該事案の概要

Aは入学当初から腹痛を訴え、保健室を利用することが多かった。4月の欠席は8日、5月の欠席は17日である。令和5年5月24日（水）に腹痛を訴え、保健室を利用した。養護教諭は体調を気遣いながら、「困りごととかある？」などの問いかけを行った。しかし、「いじめられている」という趣旨の発言はなかった。令和5年5月26日（金）に[REDACTED]の診断を受け、診断書を学校に提出した。6月の欠席は15日であった。なお、いじめアンケートについては、欠席数が多く実施出来なかった。7月の欠席は4日であった。7月実施の三者面談でもいじめについて訴えはなかった。

夏休み中の部活動（[REDACTED]部）で登校した際、Cより、からかわれるとAからの訴えが顧問にあり、顧問がA、Cからの聴き取り及びCへの指導をした。夏休み明けの8月の欠席は2日、9月の欠席は3日であった。10月の欠席は4日。11月に実施したいじめアンケートでは、Aからいじめの訴えはなく、Aの母から「[REDACTED]部で人間関係のトラブルがあったが、解決した」と記載されていた。11月の欠席は1日。12月の欠席0日。冬休み明けから欠席が増え、1月の欠席は10日であった。

令和6年2月2日（金）、A父よりAが8名の生徒からいじめを受けて欠席しており、Aが訴えているいじめ行為について確認してほしいとの訴えがあった。A父からの訴えを聞いた学校は、同日A本人からの聴き取りを実施したうえでいじめを認知した。2月5日（月）以降、8名の関係生徒に聴き取り調査を実施したところ、関係生徒全員はA父が訴えていた行為について、概ね認めた。

そのため、学校としては令和5年7月夏季休業から令和6年2月9日（重大事態申立書作成開始日）までの人間関係において、病欠もしくは体調不良を理由に24日の欠席があり、今後も欠席が続くと想定されたため、本件を「いじめ重大事態」に当たると受け止めた。

2月28日（水）にA父より、徒歩圏内で通える学校に転出したいとの申し出があった。3月8日（金）に、AとA保護者の[REDACTED]中学校への転出の意思を確認し

た。4月5日（金）より4月18日（木）までの10日間、欠席せずに■■■中学校への試行通級を行い、■■■中学校の在籍は4月18日（木）までとなり、4月19日（金）から■■■中学校に正式に転入することになった。

4 調査の内容

(1) 調査方法

- ・ Aから訴えがあった行為について、B、C、D、E、F、G、H、Iへの聴き取り調査
- ・ 令和5年度、千葉市立■■■中学校に勤務していた教職員への聴き取り調査

(2) 調査の射程

- ・ いじめを受けたとされる生徒Aといじめを行ったとされる生徒B～I
- ・ 令和5年度 千葉市立■■■中学校に勤務していた教職員

(3) 調査委員会における調査・審議の過程及び概要

① 調査・審議の経過〈千葉市教育委員会事務局いじめ等調査委員会〉

令和6年2月16日（金）、千葉市教育委員会へ校長から、いじめの重大事態として申し立てを行い、千葉市教育委員会事務局いじめ等調査委員会での調査主体を学校とする判断・校内に調査委員会を設置した。

令和6年3月6日（水）〈校内調査委員会設置 第1回調査委員会〉

- ・ 経緯の確認、調査委員会の設置の目的の確認、対応策の検討
- ・ いじめアンケートの実施と具体的な実施方法の確認

令和6年3月14日（木）第3回のいじめアンケート調査の実施

- ・ 当該生徒以外の状況把握、

令和6年同日〈第2回調査委員会〉

- ・ 第3回アンケートの確認と解消に向けて取り組む対応の協議

令和6年10月10日（木）〈第3回調査委員会〉

- ・ 第1回調査委員会後の状況について
- ・ 審議①申し立て事案に関する事実確認について
- ・ 審議②学校の対応について
- ・ 審議③再発防止に向けての提案について

令和7年2月27日（木）〈第4回調査委員会〉

- ・ 調査報告書記載内容についての精査
- ・ 今後のいじめ防止対策についての検討

令和7年5月8日（木）〈第5回調査委員会〉

- ・ 調査報告書記載内容についての精査、記録の確認

令和7年6月9日（月）〈第6回調査委員会〉

- ・ 調査報告書記載内容についての精査、記録の確認

② 概要

令和6年3月6日、第1回調査委員会で本調査委員会による調査を開始するに当たり、学校いじめ防止基本方針に基づいた学校の対応について調査委員会委員および在職の全職員で共通理解を図った。本調査委員会は、本事案がいじめの発見に至らずAの不登校が長期化し、いじめ重大事態に陥ったことについて、学校対応の問題点を明らかにし、その問題点の改善といじめの再発防止を目的として活動を行うことを確認した。調査の方向性として、これまでの学校対応に不十分な点がなかったか、生徒の支援や指導、保護者への対応や連携の実態を検証し、今後の学校対応の改善策といじめの再発防止を図ることを確認した。その結果、「第3回いじめアンケート」の実施を決定し、実施方法を確認した。また、今後の■中学校のいじめの実態調査と早期発見、解消に向け取り組む対応について協議した。アンケートの結果については学級編成の参考にすることも確認した。

令和6年3月14日にアンケートを実施し、同日、第2回調査委員会を開き、第3回アンケートの確認と解消に向けて取り組む対応の協議を行った。

令和6年10月10日、第3回目の調査委員会では、事実関係の確認、「いじめアンケート」、実施方法の改善点を含めた評価及び、学校がいじめ発見、組織対応の在り方について検証した。その結果、「いじめアンケート」の実施回数の増加、いじめの目撃情報の確認等について、必要性が確認された。早期発見や、組織対応については、不十分であったとの結論に至った。

5 当該事案の事実経過

(1) 被害生徒の訴え

A父より、「Aが8名の生徒からいじめを受けて欠席していると訴えている。いじめ行為について確認してほしい」と訴えがあった。A父が学校に提出した記録には、対象者、クラス、部活動、出身小学校、いじめと感じている内容が記載されていた。

[A父から訴えがあったもの]

事案	時期	訴え
①	2月2日(金) PM	Cが入学当初より、■(メディアリサイクル店)の18歳未満立入禁止エリアに入ったと決めつけて、しつこくAに「なんで18禁エリアに入ったの?」とからかいながら質問してくる。特に生徒が多数いる場所を選んで大きな声で流布するように言う。部活の顧問より一度注意をしているがその後も継続。
②		Iが筆箱を隠す。 Aが席を外しているうちに、筆箱に手を突っ込んで漁っているところを注意すると、逆に恫喝してくる。(胸ぐらを掴んでくる)
③		Dが、「頭がおかしい。肌が汚い。頭が悪い。臭い。」としつこく言うてくる。 座席が近いので悪口を毎日言うてくる。

④	2月2日(金) PM	Eが、生徒F、G に便乗して「臭いからどっか行け。嫌いだから、どっか行け。臭い。肌が汚い。狂っている。」とAに悪口を言う。
⑤		Fが、「臭い。肌が汚い。狂っている。」としつこく言う。技術の時間等の自由行動がある授業では、授業時間中にもかかわらず、何度も 上記の悪口をAに言う。F本人もいじめと認識しているような発言があった。
⑥		Gが、「臭いからどっか行け。嫌いだから、どっか行けとのけ者にする。歩いてる時やロッカーを整理してる時に、突然後ろから背中をつねる。Iをけしかけて、Aの急所を攻撃させる
⑦		Hが、Aが名前を呼ぶと「黙れ」と大声を出す。
⑧		Bが、体育の準備時間に近くを歩いていると、突然Aのみぞおちを蹴り、Aは息ができなくなった。周りの生徒は笑っていた様子。
⑨		I が、執拗にAの急所を攻撃しようとしてくる。放課後に塾であった際も同様。
⑩		I が執拗にAの家に入ろうとし、断って玄関の鍵を閉めると玄関ドアを何度もたたく。 家に入ることを断ると1階窓のシャッターを閉めるのを阻止してきた。
⑪	2月5日(月) PM	D、E、F、G、Hの誰かに筆箱を隠されている。

(2) 関係生徒からの聴取内容

事案	時期	聴取内容
①	2月5日(月) PM	Cは、自らの行為を認め「部活動を塾で休むと言っていたのに、実は電車を見に行ったり、嘘をつくことが多いこととか、学外の公園で[]の審判を担当していた時に、『やめて』と言ったのに関係ないタイミングで笛を吹いて邪魔をしたりとか、不満があったんです。やられて嫌な気持ちだったので仕返しとしてやり返しました。」と答えた。時期、頻度、回数については、「7～10月くらいまでだったと思います。2～3回会ったときに、1回程度言ったと思います。あとは、部活や公園で練習をしているときとか、下校のタイミングの信号待ちのときに、みんなに伝わるように言いました。」と答えた。どんな気持ちでやったのかと聞くと、「やられて嫌な気持ちだったから、仕返しのつもりでやり返しました。」と答え、「してしまったことは悪いことなので謝りたいと思います。」と話した。
③		Dは、「嫌なことをされたときに、悪口みたいな言葉を使ったことはあります。あと、言っていない言葉もあり、肌が汚いとか、臭いとかは言っていないです。」と答えた。理由は、「ほかの友達と一緒に寿司屋に行く約束してて、Aが行きたいと言ってきたから一緒に行くことになったんですけど、寿司屋の約束の時間にめっちゃ遅れてきて、笑いながら謝ってきたからすごいいらしました。あとは、急に怒って暴力をふ

	2月5日(月) PM	るってきたりして、嫌な気持ちになったことも結構あります。だから、仕返しって感じでやりました。」と答え、「急に怒られる理由もわからない」と話した。悪口を言ったのは、どのくらいの期間で、どのくらいの回数だったのかという質問については、「毎日絶対言っていないです。嫌なことをされたときにやり返したんで、回数までは覚えてないですけど。前期の腹痛が治って登校し始めてから、1月くらいまではお互いやってました。」と答えた。また、謝罪については、「謝りたいって思いますけど、自分にも言いたいことがあるし、謝ってほしいことはあります。」と答えた。
④		Eは、「悪口は言いましたが、つねるなどの暴力は振るっていません。」と答えた。悪口を言った理由として、「理不尽だったり、いじわるなことをしてくるからです。『やめてほしい』と言ってもやめてくれず、Aが、こちらに疑いをかけたとき、無実なのに謝罪がなかったことも腹が立ちました。やられて嫌な気持ちになったので、やり返しました。」と答えた。時期、頻度、回数については「会ったら必ず1回は言っていました。」と答え、さらに「やられて嫌な気持ちだったから、仕返しとしてやり返しました。」と答えた。また、自分がしたことについては、「悪いことだと感じています。謝りたいと思っています。いい関係性を築きたいと考えています。」と答えた。
⑤		Fは、自らの行為を認め、「いろいろあるんですけど、寿司屋に一緒に行く約束してたのに、すごい遅れて来たりして。1回目はIのせいにしたり。2回目は遅れる連絡を真面目にしなかったりしてました。謝りもしなくて、なぜかAが怒っている感じで。あとは、席が近いときに、授業中に話しかけてきて、邪魔をされたり、毎日、来てほしくもないのに、すごい寄ってきたり。だからいじりだと思ってやりました。」と答えた。時期、頻度、回数などについては、「7月から1月くらいまで。7月頃は1日に1、2回。10月は一番多くて毎日3、4回くらい。」と答えた。「いじりだと思ってやりました。あと、『やめろ』って言っても繰り返してやるんで、性格が苦手だったっていうのもあります。」と答え、さらに謝罪については、「謝りたいと思っている。お互いが楽しく過ごせる努力をして、こんなことは絶対しないって言います。」と答えた。
⑥		Gは、「臭いからどっかいけ、嫌いだからどっかいけとのけ者にするとか、歩いている時やロッカーを整理している時に突然後ろから背中をつねられたという訴えがありました。また、Iをけしかけて急所を攻撃させたということも聞いています。このような事実がありましたか。」という質問に、「Iをけしかけることはありませんでしたが、その他の内容(悪口やつねる行為)は事実です。」と答えた。悪口やつねる行為をした理由を尋ねると「悪口に関してはAに馬鹿にされたり自慢をされるので言ってしまう、じゃれあいの延長でつねったことがあります。Aが理不尽なことを言ってきたのでやりました。Iにけしかけはしていません。ほかの友達とは違い、Aはキレたら暴れだすので我慢できませんでし

	2月5日(月) PM	た。」と答えた。さらに時期、頻度、回数については、「後期の初め頃からです。回数は多いので覚えていません。」と答えた。また、謝罪の気持ちについては、「複数対一人という構図はいじめになってしまうと思う。自分がやってしまったことは、謝りたいと思います。」と答えた。
⑦		Hは「FとGに便乗して悪口を言ったり、名前を呼ぶと黙れと大声を出す。このようなことはありましたか。」という質問に、「耳元で大声を出されるなど、嫌なことをされたので、強く気持ち悪いからやめてと言いました。また、大声で名前を呼ぶのでうるさいと言いました。」と答えた。理由を尋ねると、「ふざけて悪口を言ったりすることもありましたが、だいたいは嫌なことをされたので言い返していました。」と答えた。時期、頻度、回数については、「時期は後期スタートから12月ごろまでです。やられたらやり返していたので回数は覚えていません。」と答えた。また、謝罪の気持ちについては、「複数対一人という構図になったことがあるので、それはいじめに見えると思います。謝罪したいと思います。」と答えた。
⑧		Bは、自らの行為を認め、「何をされたかよく覚えていないが、嫌なことをされてやり返した」と答えた。時期、頻度、回数については、「11月の体育館での体育の準備中の1回のみです。」と答え、さらに謝罪については、「1対複数という形になっているのは驚きましたが、自分がやってしまったことは悪いことなので、謝りたいと思います。」と答えた。
⑪	2月6日(火) AM	D、E、Fは自分たちの行為を認め、「不満があつて、意地悪してやろうという気持ちでやった」と言った。また、「夏休み前後から今までで、5～7回くらい隠した」と答えた。G、Hは行為を認めなかった。
⑫		Gが「DとEがシャープペンシルを壊したことを見たことがある」と言ったことから、DとEに「シャープペンシルを壊したことがあるか」という質問すると、Eは「悪意をもってやってしまった」と自分の行為を認め、Dは「Eがやった」と答えた。さらに、Eは「謝罪ができていないため、きちんと謝りたい」と答えた。
②	2月8日(木) PM	Iは、「筆箱を隠す。席を外しているうちに筆箱を手に突っ込んで漁っている所を注意すると逆に恫喝してくる(胸ぐらをつかんでくる)」ことがあったかという質問に対して、自分たちの行為を認め、「10月くらいにAが新しいシャープペンを自慢してきました。使いたいなんて思っていないのに『お前には貸さねーから』と言われて、むかついて筆箱を隠しました。」と答えた。
⑨		Iは、「執拗に急所を攻撃したか。放課後に塾で会った際も同様にしたことがあるか」という質問に対して、事実を認め、急所への攻撃については、塾の休み時間に『キモイ。来んなよ。』と言われムカついて攻撃しました。」と答えた。謝罪について聞くと、「自分が一方的に悪いことをしたことについては謝りたいと思います。でも、僕もやられたことがあるので両方で謝るべきだと思います。」と答え、「ちょっかいを出されるのが嫌です。入学当初から付きまとってきて、夏

	2月8日(木) PM	休み前まで強く肩を叩かれ続けました。叩くことで『手が痛くて気持ちいい』と言ってやめてくれませんでした。また、『消えろ、失せろ、死ね、きもい、背脂養豚』など、悪口に関しては9月頃からひどくなりました。Aと遊びに行ったときは電車を撮影したいのにAが映り込んできたり、自転車をもってエレベーターに乗りこむときにドアを閉められ自転車がドアに挟まったこともあり、嫌でした。」と、これまでされて嫌だったことを話した。
⑩		Iは、「執拗に家に入ろうとし、断って玄関の鍵を閉めると玄関のドアを何度もたたいたことがあるか」という質問に対して、自分の行為を認めた。理由については、「12月頃に2、3回Aが僕の家遊びに来た際、自分の外付けHD(ハードディスク)を壊したので、その仕返しにAの持ち物を壊してやろうとAの家に行きました。」と答えた。
⑬		Iは、「その他、やってしまったことはありますか?」という質問に対して、「かばんを逆さまにして、中身を出したことがある。」と答えた。「それはいつ頃の話で、どの程度やったの?」という質問に対して、「10月ごろに2回くらいやりました」と答えた。

6 当該事案の事実経過から認定しうる事実

生徒Aがいじめに当たると訴えた事実をもとに、関係生徒8名から個々に自分がした行為の確認をしたところ、言ったことややったことを概ね認めていた。また、そのような行為に及んでしまった理由を確認した。8名からはそれぞれ謝罪の意思があることも確認している。

(事実関係・対応整理表)

事案	発生時期	いじめ行為	学校の対応	認定
①	【対象生徒の認識】 令和5年4月頃 【関係生徒の認識】 令和5年7～10月頃	Cが、しつこく「なんで18禁エリアに入ったの」とからかいながら質問した。特に生徒が多数いる場所で大きな声で言った。	Cに聴き取りを行ったところ、時期にずれはあるが、行為については認めたため指導した。この事案は、令和5年7・8月頃、 [REDACTED] 部顧問が指導している。また、令和5年11月に学級担任が生活面について指導を行った。その後Cが他者に対して、思いやりにかけるような発言は減った。令和6年2月5日の聴き取り後、当時のことを振り返らせ、指導をした。Cから謝罪したいという旨の発言があった。	○
②	令和5年7月～ 令和6年1月頃	Iが筆箱を隠した。	Iに聴き取りを行ったところ、いじめ行為を認めたため、当時のことを振り返らせ、指導をした。Iから謝罪したいという旨の発言があった。	○

③	令和5年 7月～ 令和6年 1月頃	Dが、肌が汚い、臭いとしつこく言った。	Dに聴き取りをしたところ、「肌が汚い」、「臭い」の発言について否認した。	
		Dが、頭がおかしい、頭が悪いとしつこく言った。	Dは「頭がおかしい」「頭が悪い」の発言については認めたため、当時のことを振り返らせ、指導をした。Dから謝罪したいという旨の発言があった。	○
④	令和5年 7月～ 令和6年 1月頃	Eが「臭い、肌が汚い、狂っている。」としつこく言った。	Eに聴き取りをしたところ悪口について、すべて認めた。当時のことを振り返らせ、指導をした。Eから謝罪したいという旨の発言があった。	○
⑤	令和5年 7月～ 令和6年	Fが「臭い、肌が汚い、狂っている。」としつこく言ったり、技術の時間等の授業時間中に何度も悪口を言った。	Fに聴き取りをしたところ悪口について、すべて認めた。当時のことを振り返らせ、指導をした。Fから謝罪したいという旨の発言があった。	○
⑥	令和5年 7月～ 令和6年 1月頃	Gが「臭いからどっかいけ、きらいだからどっかいけ」と言った。突然うしろから背中をつねった。	Gに聴き取りをしたところ、悪口とつねった行為について認めたため、当時のことを振り返らせ、指導をした。	○
		GがIをけしかけて、急所を攻撃させた。	Gは急所への攻撃をけしかけたことについて否認した。Iからの聴き取りでもけしかけられた事実は確認できなかった。	
いじめ ⑦	令和5年 10～12 月頃	Hが悪口を言った。また、Aが名前を呼ぶと「だまれ」と大声を出した。	Hに聴き取りをしたところ、悪口を言ったことについて認めたため、当時のことを振り返らせ、指導をした。謝罪したいという旨の発言があった。	○
いじめ ⑧	令和5年 11月頃	Bが、Aのみぞおちを蹴った。	Bに聴き取りをしたところ、蹴ったことを認めた。当時のことを振り返らせ、指導をした。	○
いじめ ⑨	令和5年 12月頃	IがAの急所を攻撃しようとした。	Iに聴き取りをしたところ、急所を攻撃しようとしたことを認めた。	○
いじめ ⑩	令和5年 12月頃	IがAの家に入ろうとしたり、玄関ドアを何度もたたいたりした。また、1階窓のシャッターを閉めるのを阻止した。	Iに聴き取りをしたところ、いじめ行為をすべて認めた。	○
いじめ ⑪	令和5年 7月～ 令和6年	D、E、Fが筆箱を隠した。	D、E、F聞き取りをしたところ、いじめ行為を認めたため、当時のことを振り返らせ、指導をし	○

	1月頃		た。D、E、Fから謝罪したいという旨の発言があった。	
いじめ ⑫	令和5年 10月～ 12月の間	Eがシャープペンシルを壊した。	Eに聴き取りをしたところ、意図的にAのシャープペンシルを壊したことを認めたため、当時のことを振り返らせ、指導をした。Eから謝罪したいという旨の発言があった。	○
いじめ ⑬	令和5年 10月頃	Iが、Aのカバンを逆さまにして、中身を出した。	Iに聴き取りをしたところ、Aのカバンを逆さまにして、中身を出す行為を2度行ったことについて認めた。	○

7 校内調査委員会の見解

(1) 令和5年4月後半～7月 腹痛・下痢を訴え、欠席が増加した。授業日数68日数のうち欠席44日。

- ・令和5年4月当初、体調不良の原因は不明であった。この時期にAからのいじめの訴えはなかった。
- ・担任、養護教諭との会話や普段の様子の見取りからもいじめを受けている状況は確認できていない。
- ・令和5年5月26日 [] の診断 ([] 病院)
- ・令和5年6月 第1回いじめアンケート 遅刻のため、実施できず。

(評価) 担任、授業担当職員、養護教諭との会話、観察等からは、いじめと感じられる状況は感じ取れなかった。特に、診断書の提出後は体調不良の原因を病気によるものと考えており、いじめのための欠席であると考えるのは非常に難しい状況であった。6月のいじめアンケートについては、日にちが遅れても、登校したときに実施、又は家庭での実施を提案する必要があった。その場合、上記①の事案の内容の記載の有無が確認できた可能性がある。

(2) いじめ①の事案の対応

- ・顧問から令和5年7～8月ころ指導をしたが、その後も継続していた。
- ・夏休み期間であったため、管理職への報告、相談ができず、組織的な対応をとれなかった。
- ・令和5年11月のいじめアンケートでは、Aからの申告はなかった。保護者アンケートでは、いじめを受けていたが解決したとの申告があり、①の件のものと認識していた。

(評価) 顧問の指導の段階で、組織的な対応ができていなかった。そのため、いじめの認知が遅れ、継続的な見守り、聴き取りを組織で実施できず、事案の継続を許してしまった。

(3) 夏休み～令和5年12月 夏休み明けから欠席が減少。授業日数79日のうち欠

席は10日、出席停止4日。

- ・関係生徒と関係をもつ時間が増加したことで、トラブルが増加。特にIとは多くのトラブルが発生している。担任への相談を何度もし、その都度指導していたが、改善されなかった。
- ・令和5年11月のいじめアンケートでは、対象生徒からの申告はなかった。Iからは対象生徒からいじめを受けているとの申告があり、担任の聴き取りでは解決したとのことで事実認定には至らず、担任からの双方への指導で終わり、追跡調査も行われなかった。

(評価) 組織としての対応がとれていなかったため、経験の浅い担任の対応に頼る場面が多く、対象生徒の心情把握が浅いものとなっていた。また、授業中や休み時間など教員が実際の現場を見る機会を多くできれば、双方への声掛けや早期発見が可能であったと思われる。

(4) いじめアンケートについて

- ・令和5年6月(生徒対象)と令和5年11月(生徒・保護者対象)の2回の計画であった。
- ・いじめ防止対策推進法のいじめの定義を鑑み、被害者の申告のみのアンケートであった。

(評価) いじめの早期発見のために時期・回数・方法が適切であるとは言い難いものであった。特に多様な生徒の状況に合わせて、適切な情報が収集できるよう改善に向けた検討が必要である。

(5) 全体を通して

前述13件のいじめ事案について、対象生徒と関係生徒の主張で時期や内容について一部、事実認定に至っていない。事案の発生から聴き取りを行うまでにかなり月日が開いていることもあり、これ以上の調査は難しいとの判断に至った。しかし、関係生徒のすべてが、行為の全部、または行為の一部を認めていることから、複数いじめ行為があったことは事実として認定できる。その上で多くの事実が認定されていることから、本件はいじめ重大事態が発生したと言える。

関係生徒の発言から、目の前にいる相手に対し、からかう言動が日常的に行われていたことが推察される。また、悪口を言われたから言い返す、またはやり返すというような言葉が多く出ている。からかうことや悪口を言われたからやり返すという考え方や行動は、人権教育の推進、またはより良い人間関係を構築するという観点からは、適切とは言えない。担任または学年職員が日常生活の観察から、そのような言動が生徒間で見られた場合は、早期の段階で指導して再発防止をすべきであった。その上で、道徳教育の推進を図り、思いやりの気持ちや相手を尊重する態度を育成する必要があった。そのことは、いじめ防対法第15条にも定められており、学校が法の主旨を理解し、教育活動を行っていれば、今回の事案についても未然に防ぐことができた可能性が高い。このことは学校として反省すべき点の一つである。

夏休み前の欠席が[]と本件いじめ事案との因果関係があるか否かの判断は難しい。ただし、欠席しているとはいえ、令和5年6月のいじめアンケートが未実施であったことは、いじめの早期発見、早期対応ができなくなった可能性が高い。欠席した生徒に対してもいじめアンケートを確実に実施するための手立てを講じる必要がある。また、令和5年11月のいじめアンケート後の対応にあるように、いわゆる担任の抱え込みによって学校全体での組織対応ができていない。アンケート後の集約、そして校内いじめ対策委員会での情報共有の手立ても確立されていないことから、適切な対応の遅れや見守り等が学年または学校全体で取り組むことができていないことが問題であり、組織としての改善が必要である。つまり、いじめアンケートの時期・回数・方法については見直す必要がある。被害の訴え以外の情報収集の方策をとることが望ましい。回数を増やすだけでなく更に早期発見につながる方法を検討する必要がある。欠席者への対応は、長期欠席の生徒等もいて、必ず全員が実施・回収は困難であることは認めるが、できる限り多くの生徒が実施できるようにしていく必要がある。

8 再発防止策に向けての方針

いじめは決して許されるものではなく、本校としても最優先で取り組む課題と考えている。今回の重大事態を受け、以下の具体的な対策を学校において行い再発防止に努める。

(1) 未然防止の取組

- ①排除や圧力の行為を未然に防ぐため、日常の教育活動の中で、生徒一人ひとりが安心して過ごせる環境づくりを今後より意識的に進めていく。
- ②学級活動や道徳科の時間などを活用し、自分と異なる考えを理解することの大切さや、周囲に流されず自分の意見を持つことの意義について考える機会を設け、多様性を認め合う雰囲気を育てよう努める。
- ③教職員が日々の関わりの中で生徒の小さな変化に気づけるように意識を高め、情報共有を通じて早期の対応に繋げられる体制づくりにも取り組んでいく。

(2) 早期発見の取組

- ①いじめ調査の実施回数を従来の年2回から年3回に増やし、定期的かつ継続的に生徒の状況を把握する体制を整える。この変更により、いじめの兆候を早期に発見し、速やかな対応を行うことが可能になると考える。
- ②いじめアンケートの形式を見直し、これまでの「いじめられた」という被害者の記述中心の形式を「いじめられているのでは？」という他者視点での記述や「いじめているのでは？」という加害者視点の記述もできるようにした。この見直しにより、当事者が直接声を上げづらい状況でも周囲の気付きがいじめの早期発見につながることを期待できる。さらに、アンケート内容に対する安心感を高めるため、回答は匿名で行えるようにする。また、アンケート実施日に欠席した生徒にもアンケートを実施でき

る環境を整え、日にちが遅れても登校したときに実施、又は家庭での実施を提案するようにする。

- ③生徒が直接先生や保護者にいじめを伝えることが難しい場合を想定し、G o o g l e クラスルームを活用した取組を導入する。いじめに関するアンケートのコピーをクラスルームに常時配布し、匿名でいつでも報告が可能な環境を整備することにより、緊急を要する事態でも生徒がためらわずに声を上げられることを可能とする。

(3) 組織対応の強化

- ①担任⇄学年主任⇄生徒指導主任⇄管理職の報告・連絡・相談体制を強化し、一部の教職員が抱え込むことのないようにする。
- ②特に経験の少ない教職員を学年体制、学校体制で支えること、支えているか確認することを強化する。
- ③生徒指導部会だけでなく、学年主任会や教育相談部会などで関連生徒の情報交換や対応の検討を確実に行っていく。
- ④年度始めに本校の「学校いじめ防止基本方針」に沿って、組織的に対応することの重要性を職員会議で必ず確認するとともに、全体研修、若年者向けの研修でもとりあげる。
- ⑤講師を招聘した職員研修を前期中に実施し、「いじめ防止対策推進法」が定める対応、生徒指導案件における初期対応など、職員の「いじめ」に対する意識と対応のスキルを高める。

これらの取組を通じて、本校では、生徒一人一人が安心して学校生活を送ることができる環境を実現し、いじめが発生しにくい学校を目指して全力を尽くしてまいります。私たちは、生徒、保護者、そして教職員が一丸となって、全ての生徒が尊重される学校づくりを進めてまいります。